

# 教育委員会議事録

令和元年5月臨時会

海老名市教育委員会

教育委員会議事録  
(令和元年5月臨時会)

- 1 日 付 令和元年5月8日（水）
- 2 場 所 えびなこどもセンター301会議室
- 3 出席委員 教育長 伊藤 文康 教育委員 松樹 俊弘  
教育委員 海野 恵子 教育委員 平井 照江  
教育委員 酒井 道子
- 4 出席職員 教育部長 伊藤 修 教育部次長 萩原 明美  
参事兼教育総務課長 中込 紀美子 就学支援課長兼指導主事 小林 丈記  
参事兼教育支援課長兼指導主事 和田 修二
- 5 書 記 教育総務課主事 湊 大輝
- 6 開会時刻 午前11時05分
- 7 付議事件
- 日程第1 報告第10号 海老名市学校給食検討委員会設置要綱の制定について
- 日程第2 報告第11号 海老名市修学旅行保護者負担軽減補助金公布要綱の制定について
- 日程第3 議案第14号 令和元年度（平成30年度対象）教育委員会事務の点検・評価実施方針及び評価対象の決定について
- 日程第4 議案第15号 令和2年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」について
- 8 閉会時刻 午前0時15分

○伊藤教育長 本日の出席委員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会5月臨時会を開会いたします。

本日は、今のところ傍聴希望者はございません。

今会の署名委員は、松樹委員、海野委員にそれぞれよろしくお願ひします。

臨時会ということですので、すぐに日程に入りたいと思います。

-----

○伊藤教育長 それでは、報告事項に入ります。

日程第1、報告第10号、海老名市学校給食検討委員会設置要綱の制定についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料1ページをお開きいただきたいと存じます。報告第10号、海老名市学校給食検討委員会設置要綱の制定についてでございます。

海老名市学校給食検討委員会設置要綱の制定につきまして、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条の規定により報告するものでございます。

資料をおめくりいただきまして、資料の3ページをごらんください。資料の3ページが海老名市学校給食検討委員会設置要綱の制定についてという概要資料でございます。

制定理由につきましては、海老名市立小中学校における学校給食のあり方を検討し、今後の給食の方向性を決めるためでございます。

概要は、今後の海老名市立小中学校における学校給食のよりよいあり方について検討協議し、海老名市の方針を定め、報告書にまとめるものでございます。

要綱の設置理由につきましては、検討委員会の組織及び運営に関して必要な事項を定めるため。

施行日につきましては平成31年4月1日でございます。

要綱につきましては、資料をおめくりいただきまして、5ページをごらんいただきたいと思ひます。5ページが海老名市学校給食検討委員会設置要綱でございます。こちらの要綱につきまして概要をご説明いたします。

まず、第2条といたしまして所掌事務を定めております。所掌事務については学校給食施設に関すること、今後の学校給食の方向性に関すること、その他委員長が特に

必要と認めたことに関することとさせていただきます。

第3条で組織を定めておりまして、検討委員会は委員20名以内をもって組織するものでございます。また、この委員につきましては、学識経験者、単位PTA会長会代表、海老名市立小中学校保護者代表、また学校からは小中学校の校長会代表、教頭会代表、総括教諭代表、そして栄養教諭、また市長部局からは管財課長、教育委員会からは教育部長、教育部次長、教育支援課長、就学支援課長でございます。

資料をおめくりいただきまして、6ページをごらんいただきたいと思います。6ページの第6条におきましては「関係者の出席等」ということで「委員長は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる」旨、規定しております。

第7条といたしまして「検討会の庶務は、就学支援課において処理する」ことを定めております。

附則といたしまして、「この要綱は、平成31年4月1日から施行する」ものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○伊藤教育長 それでは、説明に対して、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

○酒井委員 この要綱を見るかぎりだと、話し合いの結果をどのように公表するかは書いていらっしやらないようなので、そのことも教えていただいてもよろしいですか。

○伊藤教育長 海老名市学校給食検討委員会の結果報告とか周知について。

○就学支援課長 第1回は5月27日に開催を予定しております。そこでの協議事項、検討事項については、概略をまとめさせていただいて、ホームページで市民にも見られるようにアップをしていきたいと思っております。

○教育部長 補足をさせていただきますと、今回、こちらの海老名市学校給食検討委員会におきまして、最終的には、この検討委員会から報告書が提出されることとなります。その報告書に基づきまして、今後、海老名市教育委員会として学校給食の今後の方向性を方針として定めてまいりたいと考えております。

なお、この海老名市学校給食検討委員会で検討する事項といたしまして、第2条でも学校給食施設に関すること、また今後の学校給食の方向性に関することを所掌いた

しますので、協議の状況に応じまして、段階的な結論を出していく可能性も現在のところではあるというふうに考えております。

以上でございます。

○伊藤教育長 会議の様子はホームページで速やかに公表して、ホームページにアップする。全体としては報告書、また途中でも海老名市学校給食検討委員会として教育委員会等に諮る事項が出されることがあるということで、そのときは各委員さんに、最終報告とは別としてもその都度報告をさせていただきたいと思っております。

ほかにはいかがですか。

○海野委員 5月27日に第1回ということなのですが、その協議の内容というのは考えられていますでしょうか。あと、委員さんはどういう方が挙げられているのか、教えていただければと思います。

○伊藤教育長 それでは、第1回目の協議についての議題の案はあるのか。それから、2点目としては、どんな方々が具体的には委員になるのかについて。

○就学支援課長 第1回の委員会なので、まず、現状の把握を丁寧にしていきたいということを考えています。学識経験者として鎌倉女子大学家政学部管理栄養学科准教授、大中先生といますけれども、もともと医療現場で食の研究を進めていた管理栄養士の方です。あわせて、鎌倉市の給食検討委員会のアドバイザーでもあった方なので、講師としてお招きして一般的な給食の現状、それからこれから学校給食に求められていることというところで話題提供していただきたいと思います。あわせて、平成19年度に海老名市でも給食の検討委員会が設置されていますので、その検討委員会の報告を改めて整理させてもらって、ベースラインを委員共通に持っていきたいと思っています。

あわせて、これは希望なのですが、保護者、子どもたち、それから市民にも意識調査をしていきたいと思っていますので、その質問項目の素案を練り上げることができたらいいなと考えています。

参加のメンバーなのですが、先ほど伊藤部長からも説明がありましたけれども、校長会、教頭会、保護者代表、それから総括教諭の代表、あわせて学識経験者として鎌倉女子大学の教授、それから学校給食の専門職として栄養教諭という委員構成で考えています。

以上です。

○伊藤教育長 現状で言うと、例えば小中学校代表は何名とかというのは言うことができますか。例えば学識経験者1名、単位PTA会長代表1名、現状では全員で何名の委員会を予定しておりますという答え方で。

○就学支援課長 学識経験者1名、海老名市立小中学校校長会代表1名ずつ、海老名市立小中学校教頭会代表1名ずつ、海老名市立小中学校総括教諭代表1名ずつ、栄養教諭1名、それから単位PTA会長代表1名、海老名市立小中学校保護者代表1名ずつ、給食施設の関係もありますので市財務部管財課長1名、教育委員会から教育部長、次長、それから教育支援課長と就学支援課で4名、合計16名が委員になります。あわせて事務局で就学支援課の健康給食係3名です。

○伊藤教育長 16名の委員で、事務局として3名、担当がそこに参加する、出席するということをございます。

○酒井委員 保護者は2名ですか。

○就学支援課長 単位PTA会長代表を含めると3名です。

○伊藤教育長 単位PTA会長代表は1名で、保護者が小学校の代表1名、中学校の代表1名で、全体で保護者は3名ということですか。

○就学支援課長 はい。

○伊藤教育長 海野委員、よろしいですか。

○海野委員 はい。

○伊藤教育長 ほかにはいかがですか。

○松樹委員 設置要綱については、これで私は異論はありません。これから会議を開くに当たって、第1回が現状把握ということなのですが、海老名市がやってきた学校給食という形の現状、この形になった思いというか、例えば中学校は今お弁当ですけれども、なぜお弁当になったのか、そこには理念というか、思いがあると思うので、その辺をしっかりと伝えていただきたいと思います。何でこうなったのかという理由の部分が一番大切だと思いますので、それだけをお願いをしたいと思います。

また、質問なのですけれども、海老名市学校給食検討委員会は今年度何回ぐらい開催して、いつぐらいまでに報告書をまとめるのでしょうか。これは話し合いの内容にもよると思うのですが、予定があれば教えていただけますでしょうか。

○伊藤教育長 では、スケジュール、予定ということで。

○就学支援課長 できれば海老名市学校給食検討委員会を7回もしくは8回ぐらい開

きたいと思っています。見通しとしましては、上半期といいますか、できるだけ早くアンケートを実施して、皆さんの意識を確認していきたい。あわせて、中学校給食が主な検討事項になりますので、中学校給食の検討にあわせて、そこに関連していく施設整備等についても早い時期に検討をしていきたいと思っています。

先ほど伊藤部長からも話がありましたが、必要に応じて予算等々が関わってきますので、中間報告として10月、11月くらいには、ある程度の整理をさせていただきたいと思っています。その整理をもとに、12月、1月、2月で報告書の作成にかかっていたいと思っています。大まかなスケジュールですが、そういう見通しを持っております。

○伊藤教育長 よろしいですか。

○松樹委員 そうしますと、来年3月ぐらいには報告書を出せるような体制でいきたいという流れですね。今お話の中にもありましたけれども、予算が絡んでくることもあると思いますので、その辺は重要課題ということで早期にお話し合いをしていただければと思います。また、先ほどお話がありましたが、アンケートというか、子どもたちや保護者、市民に意見を聞くというのが一番重要なところなのかなという気がします。例えば、もう子育てが終わった世代の方、その方たちももちろん海老名市民で、今後海老名市ではどういうふうに子育てをしていくのかという思いを持っておられる方もいるでしょうし、いろんな方にアンケートというか、ご意見を聞いて、それをまとめながら、ちょっと大変かもしれませんが、やっていただければと思っています。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○伊藤教育長 ほかにはいかがですか。

○平井委員 今回の海老名市学校給食検討委員会の話し合いの中に学校給食の方向性と、もう1つ、学校給食の施設というテーマが入っています。特に施設に関しては、今回、委員として参加してくださる方たちは施設に関する意識というものがまだできていないのではないかと思います。海老名市ではセンター方式でやってきていて、そういう考えが根強く内面に残っているので、できれば他市または他県の視察をしていただいて、そういう面から海老名市として、公共施設としての給食施設のあり方、そういう部分もぜひ検討していただけたらいいなと思います。

全員参加は無理かもしれませんが、ぜひそういう形で資料提示をしていただ

いて、それをたたき台にして、海老名のよりよい学校施設というものをつくり上げて  
いっていただけたらいいなと思いますので、ぜひ視察という部分を入れていって  
いただけたらいいなと思います。

○伊藤教育長 ご意見ということでよろしいでしょうか。

○平井委員 はい。

○伊藤教育長 ほかにはいかがですか。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご質問、ご意見等もないようです。報告第10号を承認することにご異  
議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第1、報告第10号を承認いたし  
ます。

---

○伊藤教育長 次に、日程第2、報告第11号、海老名市修学旅行負担軽減補助金交付  
要綱の制定についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料7ページをお開きください。報告第11号、海老名市修学  
旅行保護者負担軽減補助金交付要綱の制定についてでございます。

海老名市修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱の制定につきまして、海老名市教  
育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条の規定により報告するもの  
でございます。

資料をおめくりいただきまして、9ページをお開きください。こちらが概要の資料  
でございます。この交付要綱の制定の理由といたしまして、1で示させていただい  
ております。海老名市立小中学校が実施する修学旅行に参加する、児童生徒の保護者  
の経済的な負担を軽減することを目的に、修学旅行に要する経費に対し補助金を交付  
するため、制定するものでございます。

交付対象者は、海老名市立小中学校が実施する修学旅行に参加する、市内在住の児  
童生徒の保護者でございます。

交付金額は、市内在住の小学校6年生の児童保護者に1万円が上限、市内在住の中  
学校3年生の生徒保護者に1万5000円が上限でございます。



施行日は令和元年5月1日施行でございまして、平成31年4月1日より適用するものでございます。

要綱につきましては、11ページから要綱をご提示させていただいております。11ページが海老名市立小学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱でございまして、23ページからが中学校の補助金交付要綱でございます。いずれの交付要綱につきましても、海老名市補助金等の交付に関する規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものでございまして、一般的な補助金の交付要綱でございます。

小学校と中学校の補助金の交付要綱の違いにつきまして若干説明をさせていただきますと、小学校の補助金交付要綱につきましては、小学校が実施する修学旅行というのは小学校6年生の秋に実施するのが一般的でございますので、今後、小学校6年生の児童の保護者から修学旅行に要する経費を学校で集金することとなります。その際、補助金の1万円を控除した金額を保護者から徴収いたしまして、児童分をまとめて小学校の校長にお支払いするという受領委任という形をとります。

一方、中学校につきましては、中学校3年生の修学旅行が5月以降に実施されるということで、もう既に中学校2年生のうちに積み立て等が終わっているようなケースが多くございますので、中学校につきましては修学旅行に行った後に保護者に対しまして1万5000円の補助金を個々にお支払いするというような形で補助金を交付いたします。

なお、現在、海老名市修学旅行検討委員会におきまして、修学旅行の今後の方向性等も定めております。その中でも、この補助金の交付につきまして、今後、検討協議を進めて、さらに効果的かつ事務处理的にも軽減が図られるような見直しも検討会で進めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの説明に対しまして、ご質問またはご意見がございましたらお願いいたします。

○海野委員 資料の2番の交付対象者のところに市内在住の児童生徒の保護者と書いてあるのですけれども、今の要綱の第2条に「特に市長が必要と認めた市外在住の小学校6年生の児童の保護者とする。」と書いてあるので、ある程度緩和されるかなと思うのですけれども、ここの説明をもう少しお願いできますか。

○伊藤教育長 それでは、第2条の「特に市長が必要と認めた市外在住の小学校6年

生の児童の保護者」ということはどのようなことを想定していますか。

○**教育支援課長** 原則としては市内在住の小学校6年生の児童の保護者ですけれども、例外として市外在住の6年生児童の保護者に交付する場合がございます。具体的には、単なる区域外通学ではなく、いじめやDV等の特別な理由によって海老名市の学校に退避してきた児童の保護者ということでございます。

以上です。

○**海野委員** では、普通に市外から家庭や仕事の事情で海老名に通っているお子さんは対象外ということでしょうか。

○**教育支援課長** そのとおりでございます。

○**伊藤教育長** 選択の余地がないというか、そうせざるを得ないような状況で、住所等が市外からこちらに移せない状況の子もおりますので、そういう場合は市外だけでも対象とする、ということを想定しているということでございます。

○**海野委員** わかりました。ありがとうございます。

○**伊藤教育長** 区域外通学の場合は、説明のときに、なお、海老名市民が受けられる補助金については対象外になりますので、それはよろしいですかという確認を事前に行いますので。

○**松樹委員** 今のご説明で、小学生の保護者は学校に委任状を出して学校が市のほうに一括請求して、学校のほうに振り込んで、その引かれた分を保護者に請求するという形で、中学生だともう積み立てをしてしまっているもので、とりあえず全額納めていただいて、あとで口座にそれぞれ振り込むということ。そうすると、生徒の人数を考えると事務手続が膨大になりますね。もちろん、検討委員会が今始まっていますので、申しわけないですが、その辺も議題に持ち込んでいただいて、現状と事務手続、あと間違いがないような形で交付ができるのかということもまたご検討いただければと思います。

もう1点、委任状というのは何かひな形があったりするのですか。それとも各学校で任意に作成するのですか。

○**教育部長** 小学校の補助金の交付要綱ですと、15ページから様式を定めておりますけれども、委任状につきましては様式を定めてはおりません。今回、今でも野外教育に関する補助金などについては、保護者の方から委任状をいただいておりますので、そのような形で今後、委任状は新たに設けていきたいと考えております。

す。

○伊藤教育長 ここには入っていないということですか。

○教育部長 はい。

○松樹委員 それは今でも各学校で委任状を独自形式で作っているということですか。

○教育支援課長 基本の様式はございます。ただ、任意様式でも構わないということです。

○松樹委員 わかりました。そのときには多分小学生の場合、例えば金額が3万いくら、2万いくらだとか確定をしていない中で、1万円ありますからといって委任状を出すかと思うのですね。この制度が毎年続いていくと、差し引いた金額で行けるのだと。もちろん、委任状は出すのですが、支払うころにはそれは結構前の話になっていると思いますので、保護者の方に対して市の補助金が入っているのだということを、学校側がしっかりと説明していただきたい。学校側が、例えば2万いくらものものに補助が入ってマイナス1万円なので1万いくらお納めください、みたいな形で保護者に請求するように、教育委員会からも指導をしてもらいたい。差し引いた金額だけだと、もともとその金額なのかという誤解を招くこともありますので、しっかりとその辺は学校側にも通知して、そうやってくださいというお願いをしたいと思います。

以上、要望です。

○伊藤教育長 委任状提出のときに保護者宛て文書があるので、そこに明記して、なおかつ学校が保護者に修学旅行の代金の支払いについて通知する文書もあるので、その中でも明記をしてわかるようにしてほしいということですので、よろしいですか。

ほかにはいかがですか。

○平井委員 保護者からの委任状が申請のときと実績報告のときと両方出すようになっているのですが、これは何か意味があるのですか。意味があるというか、同じものなのですか。

○教育支援課長 実績報告の委任状につきましては、転入等、追加で修学旅行に参加することになった場合に、改めていただくものでございます。

○伊藤教育長 追加ということで、同じ方から委任状を2枚いただくことはないということですか。

○酒井委員 ちなみに、中学生の1万5000円なのですけれども、個別に振り込みする

と振り込みの手数料とかもかかってくると思うのですけれども、できればそれは払わないような方向で検討は進めていくという理解で大丈夫でしょうか。

○**教育部長** 中学生の保護者に対する補助金の交付については、市の公金として市の指定金融機関を通して保護者の方に支払いますので、そのような場合には振り込み手数料は現在もかかっておりませんので、1万5000円をそのままお支払いするような形になります。

○**伊藤教育長** 誤解のないように、今年度、これからスタートするので今回はこの方法ですが、次年度以降は積み立ての段階からやってもらうような形で、その辺は中学校とのやりとりを急いで、また来年度分が始まってしまおうと同じことになるので、小学校と同様の形で進められるように検討します。

○**酒井委員** 補助金と少し話がずれるのですけれども、学校で、修学旅行の集金はどのような形で今行われているのか伺っていいですか。中学校は振り込みで、小学校はたしか手持ちで親が持っていくような形だったと思うのですけれども。

○**教育支援課長** 小学校の場合は、個別教育相談や授業参観等で保護者の方が、2万円ほどなののですけれども、現金で学校に持参して納めていただくという形をとっています。

○**酒井委員** 今日と趣旨が変わってしまうかもしれないのですけれども、2万円ずついろんな方が持っていらしゃると、現金の扱いというのは先生方もいろいろご心配なのではないかと思うのです。時間も個別教育相談だと、終わる時間だと金融機関ももう閉まっていたりして、現金の管理が大変なのではないかと思うので、これとは全然別の件ですけれども、振り込み形式にするとかというのも検討を進めていただければ、先生方も楽なのではないかなというふうに思いますので、お願いします。

○**伊藤教育長** 学校徴収金については、PTA会費とかほかも含めて、今年度の我々の重点課題です。これまでも検討してきたのですけれども、それについては今年度指示してあります。

ほかにはいかがですか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**伊藤教育長** それでは、ご質問、ご意見等もございませんようですので、報告第11号を承認することはご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第2、報告第11号を承認いたします。

---

○伊藤教育長 それでは、これより審議事項に入ります。

日程第3、議案第14号、令和元年度（平成30年度対象）教育委員会事務の点検・評価実施方針及び評価対象の決定についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料31ページをお開きいただきたいと存じます。議案第14号、令和元年度（平成30年度対象）教育委員会事務の点検・評価実施方針及び評価対象の決定についてでございます。

こちらにつきまして、その実施方針及び評価対象を定めたいため、議決を求めますのでございます。

資料をおめくりいただきまして、33ページをお開きいただきたいと存じます。資料33ページが概要資料でございます。「令和元年度（平成30年度対象）の点検・評価を行うにあたり、下記のとおり実施するものとする。」でございます。

まず、目的といたしましては、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たすものでございます。

評価対象とする施策・事業につきましては、海老名市第四次総合計画実施計画に位置づけた施策・事業で、教育委員会が実施した3政策、9施策、40事業のうち、特に重点事業と捉える20事業につきまして今年度の点検・評価対象としたいものでございます。

3番で点検・評価方法についてでございますが、まず、評価対象の事業についての目的、実績、課題などの担当部課評価を行いまして、これを外部評価者、知見を活用いたしまして、外部評価を実施していただくものでございます。外部評価者から施策及び主な事業に対する意見を聴取し、これを取りまとめ、教育委員会といたしましては、担当部課評価と外部評価者の意見を踏まえて、総合的に点検・評価を行うものでございます。

下の囲みでございますけれども、各事業の評価につきましては、それぞれ「A」

「B」「C」の3段階での評価を行いまして、あわせて課題や今後の方向性を踏まえた上でコメントを記載していただきます。さらに、進捗状況についても評価を行い、次年度への取り組みにつつまして、拡大・継続・縮小等により方向性を示していただきます。

なお、3段階の評価の目安は次のとおりでございまして、Aといたしましては「計画・期待を上回る成果が表れている」、Bは「計画・期待どおりの成果」、Cは「計画・期待した成果が表れていない」という3段階で評価をしていただきたいと考えております。

34ページをお開きください。4番、知見の活用といたしましては、「えびなっ子しあわせ懇談会委員」に依頼をしたいと思いまして、委員名はこちらに記載の5名でございまして。

議会への提出につつましては、9月議会へ提出を予定しておりまして、その後、ホームページ等によりまして市民への公表を進めてまいりたいと考えております。

今後のスケジュールといたしましては、本日、方針及び対象事業の決定をいただければ、その後に所管課の担当部課評価を作成いたしまして、その後、外部知見の活用、その後、教育委員会の評価をいただきまして、その後、8月上旬に市長へ報告した後に、8月8日、19日、政策会議、最高経営会議、庁内の庁議に報告をした後に、9月定例会の初日に、8月29日ですけれども、市議会へポスティングしたいと考えております。

なお、この点検・評価等につつましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に定めておりますので、抜粋として示させていただきます。

35ページからが点検・評価対象とする事業一覧でございまして、こちらでセルに色がついている部分が今年度評価対象としたい事業でございまして。

まず、1点目といたしまして、図書事業の充実の中の有馬図書館リニューアル、文化財の保護と活用の中では、相模国分寺跡の整備活用と文化財の活用。

続いまして、青少年の健全育成の中のユースサポート事業、資料をおめぐりいただきまして、36ページが子どもの居場所づくりといたしまして、子ども・学校支援体制の構築、また学童保育支援事業でございまして。

さらに、ひびきあう教育の推進の中でひびきあう教育の実践・研究と教育委員会の運営。続いて、教育環境の充実といたしまして、効果的な教職員配置の推進、まずは

少人数指導、またコンピュータ利用教育の充実、外国語教育の推進、先ほどと同じ効果的な教職員配置の推進で、こちらについては指導体制、また児童・生徒の健康管理の推進を評価の対象としたいと思っております。続いて、学校施設の充実の中では学校施設の再整備、また小中学校施設の整備を評価の対象としたいと思っております。

38ページをお開きください。教育支援体制の充実の中では、スクールライフサポート制度の充実、学校相談員等の派遣、特別支援教育の充実、学校給食費収納事務の充実、若者定住促進奨学金返還補助事業。

こちらの20事業につきまして、外部の知見を活用するとともに、教育委員会での評価をいただいて、今後の方向性を示していただきたいと思いますと考えております。

説明につきましては以上でございます。

○伊藤教育長 ただいま説明がありましたが、ご質問、ご意見等がありましたら、よろしく願いいたします。

○松樹委員 毎年、全事業をやっていたのをこしは半分の事業という形でやられるということで、ピックアップされた事業で、私はこれは全く異論はありません。

ただ、33ページに対象とする施策・事業についてのところに「特に重点事業と捉える20事業について」と書いてあるのですが、何をもちて特に重点事業なのかという形で、どんなフィルターがかかって、この20事業なのかというのをもう少し細かくというか、詳しく書かれたほうが私はいいかと思いますので、よろしく願いします。

○教育部長 今、ご質問、ご要望をいただきました33ページの「特に重点事業と捉える20事業」につきましては、今年度評価を実施することによって、翌年度以降の事業の見直しをどのように進めていくのか、まさに今、今年度評価することによって、その後の事業を進めていく上で効果的、効率的に今後の事業を進めていくという観点のもとで20事業を選定しております。また、翌年度につきましては残った事業を実施するとともに、翌年度以降の事業の方向性なども踏まえまして、翌年度以降も決定してまいりたいと考えております。

○松樹委員 今、説明していただいたので私は理解をしたのですが、これは市民に公表される形ですので、今、部長がおっしゃったものを簡潔というか、まとめて示したほうが良いかと思えます。昨年まで全事業でしたので、何で事業を抜粋しているのかという話になるかもしれません。少し文章で追加されたほうが良いかと思えますので、よろしく願いします。

○伊藤教育長 それでは、確認として2番目の評価対象とする施策・事業の項については、波線で表示された特に重点事業と捉える20事業等の説明に文章を追加するような形で確認、よろしいですか。

○松樹委員 よろしくをお願いします。

○伊藤教育長 ほかにはいかがですか。

○酒井委員 今、松樹委員がおっしゃったように、今までやっていた分を半分だけやるというふうになると、やはり目的である住民への説明責任というのが後退するのではないかと捉える方がいらっしゃると思うのですね。この20事業に絞るということが情報公開の後退ではなくて、重点的な施策についての点検・評価をよりしっかりとするためなのだとということがわかるように書いていただければいいなというふうに思います。

担当部課での評価というのは作成はされるのですよね。

○教育総務課長 こちらの重点項目ではない項目につきましても、担当課については評価をしてみたいです。

○酒井委員 評価をして、また新しくチェックをした後に改善して、また来年やるというふうになっていくとは思いますが、それは担当部課で作成した評価というのは公開はされない予定ですか。

○教育総務課長 今回の教育委員会事務の点検・評価報告書の中には入れ込みません。予定です。

○酒井委員 入れ込まないというのは、公開はしないということですね。

○教育総務課長 はい。

○伊藤教育長 ほかにはいかがですか。

○海野委員 点検・評価で各部からの外部評価を受ける前の資料がありますが、継続している事業もあると思うので、前年度からの実績をなるべく詳しく書かれてから外部評価を受けるようにしていただければいいかなと思います。評価するほうでは、資料がないと毎年同じような評価の内容になってしまうので、ここのところをもう少し細かくしていただけるとうれしく思います。

○伊藤教育長 外部評価委員は、担当部課が説明して、質問等を受けて、その中で評価いただくこととなりますので、的確なやりとりをする中で評価をいただいています。必要な書類は整えますけれども、全てということになると、量的には非常に厳し



い状況になりますので、その辺はご了承いただきたいと思います。

○海野委員 毎年、どうしても偏って同じような評価になってしまうので、教育委員会の評価を出すときもちょっと内容的にお考えいただきたく、よろしくお願ひします。

○伊藤教育長 では、よろしくお願ひいたします。

○酒井委員 外部評価者の意見を踏まえて総合的に点検・評価を行うというふうに書いてあるのですけれども、外部評価者というのが海老名市内の方に偏っているのかなと思うのです。これは市のことだから、市のことがよくわかっている方ということ、このメンバーになっていらっしゃると思うのですけれども、もし可能だったら、今年からではなくても、ほかの市町村の方とか、そういう方から見ていただくことも外部からの目で見えてチェックしてもらおうという意味では必要なのではないかなと思うので、よかったらご検討いただければなと思います。

○伊藤教育長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中では、この辺にちょっと皆さん誤解があると思うのですけれども、市の行政評価だったら皆さんは教育委員さんだから評価される立場なのです。だから、この点検・評価は、皆さんがやったことの評価を自分たちでやるのです。外部の知見については、学識経験者ですから、教育や子どものかかわりに携わった方々が、その知見に基づいて評価してくださいということなので、元校長とかPTAの会長とか、子ども支援事業にかかわっている方々がそこに選ばれているのです。

つまり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で何を言っているかということ、実を言うと教育長に対する点検・評価なのです。教育長と教育委員の立場の違いの中で、教育長が事務の執行者の長として教育委員会の事業を進めるので、教育長をチェックする立場ということで皆さんの仕事はひとつあるのです。

そういう意味だから、教育長が事務局の長としている事業に対して、教育委員の立場から教育委員会評価ということをする、市の外部評価とは全然違う意味合いがあるので、教育委員さん方が海老名の教育の事業はこれでいいかということをチェックするという役割があるのです。教育長、それじゃだめだよ、こうやったほうがいいのでは、ということがあるので、それをこの点検・評価にあらわすようなイメージです。

ほかの外部評価とはちょっと違う性格がありますので、そういう意味ではさっき言ったように市外の人とか、いろんな人に評価してもらったほうがいいのですけれど

も、ここでは教育に関して学識経験を有する者の知見の活用をしてくださいという法的な縛りというか、条件がついているだけです。そういう意味で言うと、中学校の校長の経験者、PTAの経験者、あそびっ子クラブをずっと長い間やってきた方、学識経験者ということで横浜のほうで教育関係の外部の、学校以外の指導をしている方とか、そういう方を入れているということです。

だから、市長部局でやっている外部評価とはちょっと意味が違って、皆さんが最後は決定する。自分たちがやっていること、ある意味では自分たちが決めたことを自分たちで評価するということだけれども、教育委員会事務局の事業の執行を評価するという役割を持つということです。新教育委員会制度への移行に伴って、日常的に私がやっていることがこれでいいかというチェックをするような仕組みになったのです。それまでは私も同じように教育委員としてのことだったのですけれども、今はもう全然違う立場になったので、そういう性格がそこに入っています。

ほかにはいかがでしょうか。

○平井委員 各事業の評価について、A、B、Cと3点あるのですが、そのA、B、Cの3点の具体的な文言で、「計画・期待を上回る成果が表れている」というふうにあります。計画というのは、事業計画ですからもう示されていてはっきりしていますが、期待という言葉が非常に幅広くて、人それぞれに主観的なものなので、相当の幅が出てきます。目標を達成したものであれば、それはいいと思うのですが、期待となると、その期待度というのは人によって相当プラスされるものがあるので、この期待という言葉を入れてしまうと、評価をするのが非常に難しいと思います。

ですから、この期待という言葉ではなくて、例えば目的とか、目的があって計画というふうになりますので、この期待というものは私どもがいただいたときに非常に評価しにくい観点というか、そういう言葉かなと思いますので、そのところは検討をお願いできればと思います。

○伊藤教育長 それでは、このことについては、ほかの委員さん方の意見を聞きたいと思いますけれども、松樹委員はどう考えますか。

○松樹委員 私は、今、平井委員が言われたように、漠然とした期待という個々の価値観の違うものではなくて、しっかりとフラットになった中で評価をしていくべきではないかと思います。文言はちょっと変えていただきたいなとも思います。

○伊藤教育長 では、酒井委員さんも海野委員さんもそれでよろしいですか。

○酒井委員 はい。

○海野委員 はい。

○伊藤教育長 平井委員さんから目的という言葉が出たのですけれども、「計画・期待」を「目的・計画」という言葉に変えることでよろしいですか。皆さん、どうですか。

○松樹委員 私は結構です。

○海野委員 はい。

○酒井委員 はい。

○伊藤教育長 では、事務局のほうで、今そのように決まりましたので、具体的に言いますと、Aは「目的・計画を上回る成果が表れている」ということで文章の表記を変更していただいてよろしいですか。では、確認してください。

ほかにはいかがですか。

○平井委員 事業計画の中の評価の20項目の中に、いじめのない学校づくりというのがあるんですね。これは、私的には評価項目にさせていただきたいのですが、目的の文言をどういうふうに理解すればいいのかというところがあります。というのは、教育支援体制の充実というふうになっています。支援体制ということであるならば、この文言では学校の中でいじめの早期発見、迅速な対応をというふうに読み取ってしまうところがあるので、そこに支援の充実を図るという支援というような言葉を入れたほうが、人的配置ができているのだと読み取れるので、ここの文言を変えていただけたらいいかなと思います。

○伊藤教育長 いじめのない学校づくりというのは人的配置で、いじめ防止のために市の非常勤を配置するという事業に入っているのだらうと思います。いじめそのものの防止については、教育支援課の支援係でいじめ防止対策連絡協議会を立ち上げて、そちらでいじめ防止について対応策を練っています。いじめというのは今かなり注視されていますので、いじめのない学校づくりを選ばないということは、いじめに対して海老名市はそんなに関心がないのかという見方にも確かにとれます。そういう意味で言うと、目的のところ「いじめの未然防止、早期発見、迅速な対応のための人的な配置を図ります」とかという言葉で説明文を入れていただけると、ここはいじめ対応の支援係のほうでやっているいじめ防止連絡協議会を設置して、いじめの未然防止を図っているという事業とは別の事業ですよということは明確になるのかと思います

ので、その辺は事務局、よろしいですか。

○教育総務課長 はい。

○伊藤教育長 では、そのように変更させていただきます。

ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、今年度については、この20項目について外部評価を先ほどのスケジュールで進めて、その後、皆さんのほうで最終の点検評価をしていただきますので、よろしく願いいたします。

採決をいたします。この件について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第14号を原案のとおり可決いたします。

何点か文言の修正がありましたので、事務局は、その修正をお願いします。

-----  
○伊藤教育長 次に、日程第4、議案第15号、令和2年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 資料39ページをお開きいただきたいと思います。

議案第15号、令和2年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」についてでございます。令和2年度に使用する海老名市教科用図書採択基本方針をご決定いただきいたため、議決を求めるものでございます。

内容の詳細説明につきましては、和田参事兼教育支援課長からご説明いたします。

○伊藤教育長 それではお願いします。

○教育支援課長 41ページをごらんください。

令和元年度は教科書採択の年でございます。今年度採択するのは、小学校教科用図書、それから中学校は「特別の教科 道徳」を除いた中学校教科用図書の採択をすることとなっております。

41ページ中段、「海老名市教科用図書採択基本方針」、読み上げます。

令和2年度の小学校教科用図書及び「特別の教科 道徳」以外の中学校教科用図書は、神奈川県教育委員会が定める「平成32年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」に基づき、海老名市教育委員会が設置した海老名市教科用図書採択資料作成委員会の報告を資料とし、種目ごと1種の教科用図書について海老名市教育委員会が採択する。

という方針でございます。

平成32年度と令和2年度が混在しておりますが、読みかえをよろしく願いいたします。

また、文中にあった種目ということについて説明をさせていただきます。通常、教科という言葉をよく使いますが、種目というのは、例えば国語の教科であれば、国語の教科書と書写の教科書がございます。その国語、書写と分けたときの教え方を種目と呼んでおりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

海老名市の採択基本方針は、神奈川県が定める採択基本方針に基づくというご提案でございます。

1枚おめくりください。42ページでございます。これは採択に係る日程でございます。特に教育委員の皆さんに大きくかかわるのは、7月、令和2年度使用教科用図書採択決定というところでございます。これは7月の定例教育委員会で教育委員の皆様を使用する教科書を決定していただきたいと思いますと考えております。

では、具体的な神奈川県の採択方針についてご説明いたします。43ページをごらんください。こちらが神奈川県教育委員会教育長より市町村教育委員会教育長に宛てた通知文でございます。

#### 平成32年度義務教育諸学校使用教科用図書の採択方針について（通知）

このことについて、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第10条の規定に基づき、別添のとおり通知しますので、十分に御配慮くださるようお願いいたします。

とあります。別添というのは45ページになります。平成32年度義務教育諸学校使用教

科用図書採択方針、括弧の中または必要のないところは飛ばして読み上げます。

神奈川県教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第10条の規定に基づき、平成32年度に義務教育諸学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）において規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。）において使用する教科用図書（学校教育法第34条第1項（同法第49条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び附則第9条に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）について、市町村の教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行う採択に関し、その基準等を定めるとともに、教科用図書採択地区内における市町村立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択方法について、神奈川県教科用図書選定審議会の答申に基づき、次のとおり定める。

とございます。47ページをごらんください。これが採択方法ということでございます。

#### 1 平成32年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について

- (1) 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、並びに特別支援学校の小学部・中学部において使用する教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）を除き、それぞれの「教科書目録（平成32年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。  
なお、一般図書（特別支援学校・学級用）の採択は、毎年度、新たな図書を採択することができる。
- (2) 教科用図書採択地区（以下「採択地区」という。）における教科用図書選定審議会等（以下「審議会等」という。）の諮問機関は、教科用図書の採択についての審議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告すること。

となっております。(3)については該当しないので割愛いたします。

(4)採択権者は、適正かつ公正な採択の確保及び開かれた採択の推進を図る観点から、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、採択地区における審議会等の委員名、採択にいたる経過、採択理由など教科用図書採択に係る情報について積極的な公開に努めること。

(5)採択権者は、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保するとともに、採択にあたっては、いかなる疑念の目も向けられることのないよう関係者の意識の啓発に努めること。

というふうに採択の方法が示されております。47ページ、下

## 2 教科用図書採択基準について

これが教育委員の皆さんが教科書を選定するときの基準となります。

(1)各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択すること。

(2)採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択すること。

(3)採択地区における児童・生徒、学校、地域等の特性を考慮して採択すること。

ここで補足をさせていただきます。(3)の「特性を考慮して」というところでは、各学校に見本の教科書を見ていただいて、学校の意見を集めたいと思っております。その結果を、教育委員の皆さんにはお示ししたいと思っておりますので、それについても考慮して採択をいただきたいと考えております。

続いて48ページをごらんください。

## 3 1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について

海老名市はこれに該当いたします。

市町教育委員会が単独で教科用図書を採択するため、次のとおり、採択地区に審議会等を置くことが望ましい。

この審議会等の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

ここで言う審議会等というのは、海老名市の場合、海老名市教科用図書採択資料作成委員会という名称になっております。

- (1)教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2)教科用図書に対する調査研究の資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3)審議会等は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。
  - ア 教育委員会
  - イ 校長会
  - ウ 教育研究会
  - エ その他（保護者等）
- (4)審議会等には、審議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。
- (5)調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、審議会等での審議に必要な資料を作成し、報告する。
- (6)調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- (7)その他、審議会等における必要な事項は、審議会等が教育委員会の意見を聞いて定めることができる。

となっております。海老名市でも、このような調査員会等を置いて、海老名市教科用図書採択資料作成委員会の調査報告書を作成していく予定でございます。

続いて、48ページの下の4番については該当しないので省略いたします。

49ページをごらんください。

5 平成32年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点について



と書いてあります。ここから書かれていることが教科書を採択するための観点ということでございます。中段あたりにアとあります。教科・種目に共通な観点ということで、(ア) から (エ) まで書かれております。その中で49ページの一番下の行、観点の大事なところだけ読ませていただきます。49ページ、最後の行。

○小学校学習指導要領（平成29年告示）の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。

おめくりください。50ページです。

○学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。

○児童にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。

(エ) 分量・装丁・表記等

○各内容の分量とその配分は適切であるか。

○体裁がよく、児童が使いやすいような工夫や配慮がなされているか。

○文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、児童が理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

ここまでについては、全ての教科・種目について共通の観点でございます。50ページのイからは各種目について、それぞれ3つずつの観点が記載されておりますので、この3つずつの観点を教科書の採択の観点としていただきたいと思います。 (ア) の国語から53ページの(ス)の特別の教科 道徳まで、合計13種目、教科書を採択していただきたいと思います。

53ページの6番からは中学校の教科書の観点ということでございます。ここでは読み上げのことを割愛させていただきます。

ここまでが採択の方法ということで、今回提案させていただく採択方針の決定についてにかかわる資料でございます。

補足といたしまして、64ページをごらんください。これは文部科学省から県の教育委員会教育長へ宛てた通知文でございます。

教科書採択における公正確保の決定等について（通知）の大事な部分のみ読み上げさせていただきます。中段です。

このため、教科書採択は、これらの採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。

と記載されております。

65ページ以降については、この公正確保の徹底等についての観点別の詳細な説明が書かれております。

続きまして、もう1つ補足の説明をさせていただきたい文書がございます。76ページをごらんください。これは文部科学省から神奈川県教育委員会の教科書関係事務主管課長宛ての通知でございます。「2020年度（新元号2年度）使用教科書の採択事務処理について」という通知です。これの大事なところは、77ページをごらんください。一番上から、

#### 1 採択に当たっての留意事項について

##### （1）小学校用教科書の採択について

全ての教科書について新たに採択を行うこと。

となっております。小学校の全ての教科書は13種目、今回は新しい学習指導要領に基づくものなので、外国語も加わって13種目となっております。ちなみに、見本本の教科書の冊数は305冊となっております。

##### （2）中学校用教科書の採択について

「特別の教科 道徳」以外の教科書については新たに採択を行

うこととなるが、平成30年度検定において新たに合格した図書がなかったため、基本的には前回の平成26年度検定合格図書等の中から採択を行うこととなること。

このため、採択において参考とできるよう、平成26年度検定合格図書に関する教科書編集趣意書を文部科学省ホームページに掲載しているほか、平成27年度教科書見本の時点から変更のあった箇所についてまとめたものを、一般社団法人教科書協会より各都道府県教育委員会に対して4月中に送付することを予定していること。

例年どおり、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に採択が行われることが必要となるが、その際、4年間の使用実績を踏まえつつ、平成27年度採択における調査研究の内容等を活用することも考えられる。

となっております。中学校については、前回の教科書と変わっていないということをご示しさせていただきたいと思っております。

最後に、82ページをごらんください。ここ数年非常に複雑な採択のスケジュールなわけですが、この表について説明をさせていただきます。小学校、中学校をよく見ると、枠が太字で囲ってあるところがあると思います。そこを注意していただいて、小学校は平成31年度（2019年度）黒い太線の右側に△がついております。中学校は、今年度、黒い太線の左側に△になっております。これは学習指導要領の全面実施の境目となっておりますので、今年度は、小学校は新しい学習指導要領での教科書の採択、中学校は現行の学習指導要領の教科書の採択ということになっております。ちなみに、次年度、2020年度は、中学校は太線の右側の△ですので、新しい学習指導要領に基づいた教科書の採択の年となっております。

説明については以上でございます。

○伊藤教育長 それでは、説明について何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

海老名市の採択基本方針を定めなくて、神奈川県の方針に基づいて海老名市は行って、教育委員の方々に採択していただきたいということで、それに伴って神奈川県の

方針を担当から説明させていただきました。神奈川県も、実は国から通知が来ますので、それに基づいた形で基本方針を立てますので、そういう仕組みの中で、国、県、そしてそれをもとに海老名市は実施するということです。ただ、市は市で単独採択地区ですので、市としての基本方針は定めなければいけないということでお諮りしているところでございます。

300何冊と言われましたか。

○教育支援課長 基本の1セットは305冊でございます。

○伊藤教育長 では、皆さんに305冊を見ていただいてということになりますので、7月末までですので、教育委員の方々とともに、調査員会、海老名市教科用図書採択資料作成委員会がありますけれども、その報告もあるけれども、私たちは私たちが調査研究して、我々は我々の意見を持って採択に臨みたいと思います。今後また研究会等を教育委員とともに進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これについてはよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、議案第15号を採決いたします。この件について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第15号を原案のとおり可決いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会5月臨時会を閉会いたします。